

第3章

重点プロジェクト

- 1 きよらかな水環境保全プロジェクト
- 2 安全・安心確保に向けた化学物質の管理推進プロジェクト
- 3 環境への負荷の少ない持続的に発展する
「しまね循環型社会」推進プロジェクト
- 4 循環型社会を構築する環境関連産業振興プロジェクト
- 5 自然と共生する島根ふれあい四季空間創造プロジェクト
- 6 恵み豊かな森林、農地の保全と活用プロジェクト
- 7 「地球を守る」しまね地球温暖化防止プロジェクト
- 8 みんなで取り組む島根の環境づくり推進プロジェクト

旧計画では、長期的な基本目標を達成するため、体系別の施策を着実に実施するだけでなく、本県のもつ地域特性や環境の課題を踏まえ、特に重要であると考えられる施策、緊急に取り組む必要のある施策、長期的取組が必要な施策、県民、事業者等の参加により効果の増大が期待される施策等を取り出し、7つの重点プロジェクトとしてとりまとめ、「しまね環境基金」を活用し重点的な取組を推進してきました。

本計画での重点プロジェクトは、旧計画の平成16年度末における進捗状況を把握するとともに、環境指標の推移から取組の強化を図る必要がある施策、並びに島根県総合計画、島根県中期財政改革基本方針の策定や個別計画の改定等により目標を変更する必要がある施策等について検討し、平成22年度までに確実に推進すべき施策として位置づけたものです。

重点プロジェクト

- 1 きよらかな水環境保全プロジェクト
- 2 安全・安心確保に向けた化学物質の管理推進プロジェクト
- 3 環境への負荷の少ない持続的に発展する
「しまね循環型社会」推進プロジェクト
- 4 循環型社会を構築する環境関連産業振興プロジェクト
- 5 自然と共生する島根ふれあい四季空間創造プロジェクト
- 6 恵み豊かな森林・農地の保全と活用プロジェクト
- 7 「地球を守る」しまね地球温暖化防止プロジェクト
- 8 みんなで取り組む島根の環境づくり推進プロジェクト

1 きよらかな水環境保全プロジェクト

【プロジェクトの視点】

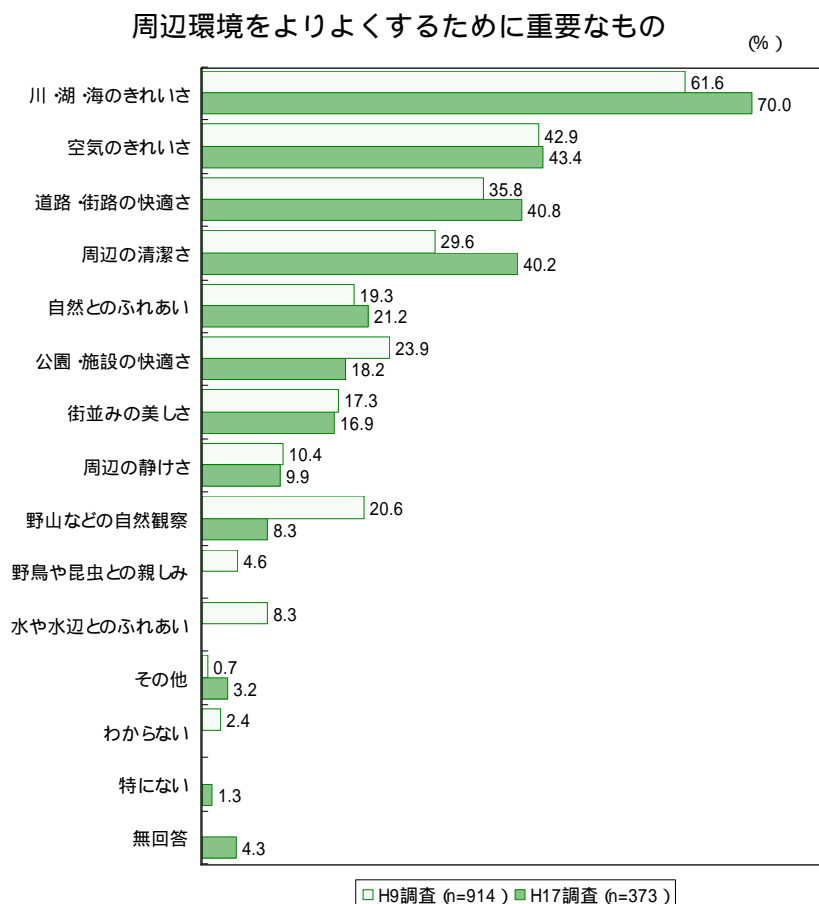
本県は、自然海岸を多く含む約 860km の長い海岸線を有し、また、全国で第 5 位と第 7 位の水面積を有する汽水湖の宍道湖・中海を抱え、さらには、中国山地に源流を發し日本海に注ぐ江の川、高津川等の大きな河川もあり、全国に誇れる恵まれた水環境を有しています。

これらの河川、湖沼、海域における水環境は、多様な水生生物をはぐくむとともに、人と自然とのふれあいの場として多くの人に親しまれています。

県民アンケートからも分かるように、環境をより良いものとするために、「川・湖・海のきれいさ」が前回調査に引き続き最も重要視されており、県民や来訪者がこうした水環境により安心して親しむことができる水環境づくりをみんなで一緒になって進める必要があります。

このため、従来の方策に加え、流域に関わるそれぞれの主体が目標を持って水環境の保全に取り組めるよう水環境情報の提供や啓発なども進め、河川や海域においては環境基準達成率の維持向上を目指します。宍道湖・中海についても、住民参加のさらなる促進や汚濁負荷削減対策など湖沼水質保全計画の着実な推進を図ります。

また、全県域下水道化や多自然型川づくりなども積極的に進め、島根のきよらかな水環境の保全を図ります。



図中にグラフ、数値表示のない項目はH9又はH17調査で選択項目がないもの
出典：アンケート調査より

流域水環境指針等に基づく総合的な流域管理の推進

有害物質や汚濁物質によって県民の健康に悪影響が生じたり、自然がもつ多面的な機能が阻害されることがないように、河川及び海域について総合的に水質の保全を図ります。

また、流域にかかわるそれぞれの主体が目標を持って水環境の保全に取り組めるよう、ホームページ上で水環境に関する情報を提供することで、県民の理解と協力及び参加による水質保全活動の促進を図ります。

流域水環境指針等に基づく総合的な流域管理の推進
流域水環境保全情報の発信

- 目 標 -

平成 22 年度までに水質に関する環境基準項目のうち、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）については達成率 100%、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）については、河川で 95%、海域で 90%の達成率を目指します。

（平成 16 年度末の健康項目の達成率 100%、河川での生活環境項目の達成率 95%、海域での生活環境項目の達成率 80%）

平成 22 年度までにホームページ上に Web-GIS システムを利用した「水環境情報ステーション」サイトを開設し、各種水環境情報の発信を行います。

宍道湖・中海湖沼水質保全の推進

本県にとって貴重な財産である宍道湖・中海の水質保全対策を一層強化するため、市町村や住民、事業者等と連携しながら、総合的かつ計画的な推進を図り、島根の水環境保全の基本的な取組モデルとなるよう努めます。

宍道湖・中海湖沼水質保全計画の策定と推進
宍道湖・中海流域の污水处理施設の整備
湖内浄化対策の推進
工場・事業場・畜産施設等の汚濁負荷削減対策の推進
非特定汚染源対策の推進
住民の理解と協力及び参加による保全活動の推進
地域住民による環境モニタリングの推進
調査研究の推進
鳥取県等との共同組織による水質改善の推進

- 目 標 -

平成 22 年度には、COD について生活系負荷を対平成 8 年度比で 5 割程度削減します。

平成 22 年度には、宍道湖・中海に流入する河川流域の小中学生による河川調査参加校 50 校を目指します。

全県域下水道化の推進

快適でゆとりと潤いのある生活環境を創出するとともに、公共用水域の水質保全を図るため、県と市町村が一体となって污水处理施設の整備を推進します。

公共下水道の整備促進
農業集落排水施設や漁業集落排水施設等の整備推進
浄化槽の普及促進と適正管理の推進

- 目 標 -

平成 22 年度における污水处理人口普及率 72%を目指します。
(平成 16 年度末 58.8%)

多自然型川づくりや潤いとふれあいのある水辺づくりの推進

川に棲む様々な生物の良好な生息環境を保全・創出する多自然型川づくりや親水護岸など、人々に潤いやふれあいのある水辺づくりを推進します。

環境に配慮した工事の推進
親しみのもてる水辺の保全と創出

- 目 標 -

河川における工事では、多自然型川づくりを基本として推進します。

2 安全・安心確保に向けた化学物質の管理推進プロジェクト

【プロジェクトの視点】

今日の環境問題は複雑化・多様化しており、環境汚染だけではなく直ちに健康被害にもつながる新たな化学物質の問題も発生しています。

そのため、関係法令等に基づく発生源対策を実施するとともに、化学物質による環境リスクの削減に向け、県民、事業者、行政が一体となって適正管理を推進していく体制づくりを進めていきます。

また、アスベストやダイオキシン類対策など迅速な対応が要求される問題については、関係機関が連携し適切な対策を速やかに実施するとともに、積極的な情報提供を行います。

アスベスト対策の推進

全国的に健康不安が広がっているアスベスト対策については、県民の不安を解消するため、相談体制の充実、迅速な情報提供など関係機関と連携し総合的な対策を推進します。

また、アスベストの大気環境中への飛散を防止するため、適正な除去工事等の普及啓発及び建築物解体等の工事現場の指導・監視に努めます。

アスベスト総合対策の推進
アスベスト飛散防止対策の実施

- 目 標 -

アスベストに対する県民の多様な不安を解消するため、総合相談窓口を開設するなど相談体制の強化に努めます。

広報啓発活動や研修会などを通じて、国や県のアスベスト対策の周知や情報提供を行います。

ダイオキシン類対策

健康影響が懸念されているダイオキシン類による環境汚染を防止するため、発生源となる施設に対する指導・監視に努めます。また、ごみ焼却施設からの発生を抑制するため、平成9年1月に国が示した「ごみ処理施設に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に沿った施設の改善や連続運転などの対策を進めます。

なお、水路底質のダイオキシン類による汚染が確認された馬潟工業団地内の水路については、平成17年度に着手した汚染底質の除去工事を進めるとともに、再汚染防止のための対策を講じていきます。

ダイオキシン類発生源対策の推進
ごみ処理広域化の推進
馬潟工業団地周辺ダイオキシン類対策の実施

- 目 標 -

平成22年度までに、県内のダイオキシン類に係る環境調査において、環境基準達成率100%を目指します。(平成16年度末95.7%)

平成22年度までに市町村のごみ焼却施設を12か所に減らし、広域化を推進します。(平成16年度13か所)

平成22年度までに市町村のごみ焼却施設から発生するダイオキシン類の排出量を平成15年度から3割以上削減します。

馬潟工業団地周辺水路においては、平成19年度までにダイオキシン類により汚染された底質の除去を完了します。

化学物質の適正管理の推進

化学物質の排出抑制や適正な自主管理を推進するために導入された「化学物質排出移動量届出制度(P R T R)」の推進を図るとともに、把握したデータを事業者、県民、行政が共有し、意見交換等により相互理解を図りながら、協働して化学物質による環境リスクの削減を進めていく体制をつくります。

P R T R制度の活用の推進

- 目 標 -

P R T R制度に関する普及啓発活動を継続し、対象事業者からの確実な届出提出の実現を目指します。

P R T Rデータをだれでも利用しやすい形で提供するとともに、事業者、県民、行政が相互理解を図るためのコミュニケーションの場づくりを進めます。

3 環境への負荷の少ない持続的に発展する

「しまね循環型社会」推進プロジェクト

【プロジェクトの視点】

大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会活動による環境への負荷の増大に対処するためには、物質の循環を促進する循環型経済社会を作り上げていくことが必要です。

このため、廃棄物については、第1にリデュース(発生抑制)、第2にリユース(再使用)、第3にリサイクル(再生利用)、第4にリサイクルが困難なものについての熱利用等のエネルギー利用、最後に発生した廃棄物についての適正処理を行うことを基本として、効果的な廃棄物対策を推進します。

また、県民や事業者などの各主体が、それぞれの役割分担のもとで自主的・積極的に廃棄物の削減に向けた取組を進めることができるよう支援を行い、県民・事業者・行政が一体となって、「しまね循環型社会」の構築を推進します。

3 R と適正処理の推進

循環型社会の構築に向け、県民のライフスタイルや事業者の事業活動にごみの減量化や再利用、再生利用、再生品の利用が定着するよう施策を積極的に推進するとともに、廃棄物についての適正処理を推進します。

- 目 標 -

一般廃棄物処理の関する目標

- ・排出量：平成 22 年度の排出量を基準年（平成 11 年度）に対して、5%以上削減します。
- ・再生利用率：平成 22 年度の再生利用率を 28%以上とします。
（サーマルリサイクル量を考慮する場合は、32%以上とします。）
- ・最終処分量：平成 22 年度の最終処分量を基準年（平成 11 年度）に対して、51%以上削減します。

産業廃棄物処理に関する目標

【農業以外】

- ・排出量：平成 22 年度の排出量を基準年（平成 11 年度）と同等又はそれ以下とします。
- ・再生利用率：平成 22 年度の再生利用率を 64%以上とします。
- ・最終処分量：平成 22 年度の最終処分量を基準年（平成 11 年度）に対して、52%以上削減します。

【農 業】

- ・再生利用率：平成 22 年度の家畜ふん尿の再生利用率を 100%とします。
平成 22 年度の廃プラスチック類の再生利用率を 80%とします。

循環型社会形成に関連する目標

- ・平成 22 年度までに県民の循環型社会に対する関心度を 100%にします。
- ・平成 22 年度までにエコショップ認定店舗数を 300 店舗程度にします。
（平成 16 年度末 264 店舗）
- ・平成 22 年度までにグリーン製品認定製品数を 120 品目程度にします。
（平成 16 年度末 39 品目）

公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備

産業廃棄物の適正処理を推進するためには、最終処分場の確保が必要です。民間処分場を補完するために公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備を進めます。

- 目 標 -

平成 22 年度までに公共関与による産業廃棄物最終処分場の管理型容量を 75.3 万 m³ にします。（平成 16 年度末 28.7 万 m³）

4 循環型社会を構築する環境関連産業振興プロジェクト

【プロジェクトの視点】

持続可能な社会構築のためには、環境性能に優れた技術や製品をいち早く創り出し、それによって新たな経済活動が生まれること等により、環境と経済の間に、環境を良くすることが経済を発展させ、経済が活性化することによって環境も良くなるような関係を生み出すことが必要です。

このような関係を確実かつ迅速に築くため、本県の産業特性、地域特性及び自然環境特性を十分考慮しながら、環境関連産業の振興に取り組みます。

環境関連産業の育成等

環境関連産業を育成するため、産学官連携体制のもとで新たな技術開発や研究開発への取組などを支援します。

産学官連携等による研究開発の促進
環境関連産業へ進出する企業への支援
環境関連産業の誘致

- 目 標 -

平成 19 年度までに資源循環型技術開発補助金により支援する研究開発件数の累計 9 件を目指します。

環境・エネルギー産業を企業誘致活動の重点分野の一つとします。

環境関連産業の好循環化

島根で育った環境関連産業が競争力を付けさらに成長していくために、市場開拓及び地元需要の拡大に努めます。

しまねグリーン製品認定制度の推進
しまねグリーン製品等の率先利用
グリーンコンシューマーの普及
エコショップへの加盟の促進

5 自然と共生する島根ふれあい四季空間創造プロジェクト

【プロジェクトの視点】

本県は、山、川、海、湖などの豊富な自然環境や自然景観資源に恵まれ、そこに生息・生育する野生生物も豊富で、四季折々の変化に富んだ自然に親しむことができます。また、自然度の高い自然や高山などは少ないものの、二次林を中心に豊かな自然が身近な場所に存在し、利活用の観点においては大変条件に恵まれた状況にあります。一方、自然志向が高まり価値観やライフスタイルなどが見直されつつある中で、人がいかに自然と親しみ、共に生きるか、といった視点がますます重要となってきています。

そこで、ラムサール条約登録湿地となった宍道湖・中海をはじめ本県の自然と共生するふれあい四季空間を創造するとともに、行政と県民が一体となった自然保護及び景観形成施策を展開します。

自然とふれあう全県フィールドミュージアム化の推進

島根の自然の特徴を最大限に生かして、全県全域を「生きた自然の博物館（フィールドミュージアム）」として位置づけ、県民はもとより観光などで訪れる人たちにも自然に親しみ自然に学ぶ様々な場や機会などを提供します。

自然観察モデルコースの整備などによる地域フィールドミュージアムづくりの推進
三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館を中心とした
自然環境に関する環境教育・環境学習のネットワークづくりの推進
みんなでつくる自然観察の森づくりの推進
自然解説員などのボランティアの育成

- 目 標 -

平成 19 年度の三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館への入場者数 70 万人を目指します。

平成 22 年度までに自然観察モデルコースを 20 か所選定します。

(平成 16 年度末 14 か所)

平成 22 年度までにみんなでつくる自然観察の森を新たに 5 か所選定します。

自然観察員等のボランティアを対象とした研修会を年 3 回開催します。

四季折々の環境保全活動の展開

本県は、東西にも南北にも我が国の中間的なところに位置しており、四季折々の変化に富んだ自然に親しむことができます。将来にわたってこの四季折々の環境の恵みを楽しむよう多様な環境保全活動の展開により、自然公園、道路環境の整備や身の回りの緑地づくり、美しい海浜の維持・保全に努めます。

自然公園の適正管理の推進
県の広域緑地計画の策定など緑の総合的対策の推進
都市公園の整備の推進
環境ふれあい公園の整備など自然とのふれあいの増進
道路環境計画の推進

- 目 標 -

平成 22 年度までに県立自然公園の公園計画の見直しを行います。
平成 22 年度における 1 人当たりの公園面積(都市計画区域内)を概ね 20m² とします。
(平成 16 年度末 17m²)
平成 22 年度までに自転車道を 46.6km 整備します。(平成 16 年度末 42.5km)

島根の宝、貴重野生生物の適正保全

しまねレッドデータブック選定種をはじめとする貴重な野生動植物やブナ林等の貴重な自然資源を適切に保全し、将来の世代へ引き継いでいくための施策を県民の参加と協力を得ながら積極的に展開していきます。

レッドデータブック生物の保護や貴重野生植物の保護増殖の推進
みんなで守る郷土の自然地域の選定推進
野生動植物の生息・生育分布調査と保護の推進
自然環境情報の整備推進
自然保護教育の推進
ラムサール条約登録湿地の環境保全と「賢明な利用」の推進

- 目 標 -

平成 22 年度の鳥獣保護区を 85 か所、特別保護地区を 12 か所とします。
(平成 17 年 11 月 1 日現在鳥獣保護区 84 か所、特別保護地区 12 か所)
平成 22 年度までに「みんなで守る郷土の自然地域」を 55 か所選定します。
(平成 16 年度 51 か所)
平成 22 年度までに改訂しまねレッドデータブックの絶滅危惧 類から抽出する重点対策種 18 種について適正な保護対策を講じます。
宍道湖・中海の自然環境の保全や「賢明な利用」のために県民の交流や情報交換等、参加の機会を年 3 回以上設けます。

ふるさと島根の景観づくり

本県の景観は、その変化に富んだ自然景観の豊かさに特徴づけられ、地域の風土、文化、伝統に彩られた個性豊かな景観が形づくられてきました。これらの景観を守り育てるための施策を積極的に展開します。

景観形成住民協定等の認定促進による地域景観づくりの推進
公共空間における緑の保全・創造や公共サイン等の整備・促進
優れた景観の保全、活用及び特定景観資源保全の推進
公共施設の先導的景観整備の推進
景観アドバイザー派遣や景観普及啓発の推進
電線類地中化の促進
「市町村景観計画」策定の促進

- 目 標 -

平成 22 年度までに景観形成住民協定の認定件数を 70 件にします。

(平成 16 年年度末 59 件)

平成 22 年度における築地松保全協定数 150 件の確保を目指します。

(平成 16 年度末 154 件)

平成 20 年度における沿道の電線類地中化延長を 35km とします。

(平成 16 年度末 23.8km)

平成 22 年度までに 13 市町村での景観条例・景観形成基本計画策定を目指します。

6 恵み豊かな森林・農地の保全と活用プロジェクト

【プロジェクトの視点】

本県は県土の約 8 割を森林が占めている全国第 3 位の森林県です。この森林はおいしい水、きれいな空気、快適で安全な環境など、多くの恵みを私たちに与えてくれます。また、近年は、地球温暖化防止の観点から、森林の持つ二酸化炭素の吸収・貯蔵機能などの役割も注目されてきています。

こうした森林は県民共通の財産であり、その恩恵を次世代に引き継ぐために、森林の保全及び利用を促進します。

また、農地は人々の食生活を支える大切な基盤であるとともに、国土保全や水源かん養など公益的機能を有しており、生き物の生息場所としても重要な資源といえます。こうした農地を維持保全し、環境に配慮してその活用に努めます。

さらに、環境資源を有効に活用した農林業やしまね田舎ツーリズム等による地域産業の振興を図ります。

恵み豊かな森林づくり

恵み豊かで快適な森林空間を保全・創出し、森林の水源かん養機能や山地災害防止機能など公益的な機能の維持・向上を図り、県民の参加と協力を得ながら、一貫性のある総合的な森林環境の整備を行います。

また、県内の森林の約 2 割に及ぶ荒廃森林を、針葉樹と広葉樹の混交林に導き、水を育む緑豊かな森へ再生します。

森林の公益的機能の維持保全
森林空間の総合整備の推進
県民参加の森づくり活動の推進
森林被害対策の推進
緑豊かな森への再生

- 目 標 -

平成 22 年度までに 10 年間以上間伐が実施されていない森林において、31,780ha の間伐を実施します。(平成 16 年度末 4,895ha)

松くい虫被害の終息に向けて被害対策を推進します。
(平成 22 年度に県内全域の被害量を約 2 万 m³ とすることを目指します。)

平成 21 年度までに荒廃した森林 3,500ha を再生します。

農地の保全

農地防災事業等を実施するとともに、中山間地域等直接支払事業等を通じて、地域の農地の維持保全に向けた取組を支援します。また、農業生産において、農薬・化学肥料の低減や廃プラスチックの適正処理など環境への影響の低減を図るとともに、環境への負荷をできるだけ抑制し安全な農作物を安定的に生産する農業技術を研究開発し、農家との連携を密にしながら、地域資源循環型農業などの環境にやさしい農業を推進します。

農地保全対策の推進

環境にやさしい農業の推進

- 目 標 -

平成 22 年度における地域環境保全型農業推進方針の策定市町村数を 21 全市町村とします。

中山間地における環境資源の活用

中山間地において市民農園やしまね田舎ツーリズム等による都市と農山村の交流を促進するとともに、地域産業の振興や地球温暖化防止の観点から木材の利用推進を図り、併せて木材のエネルギー利用や木炭の新たな需要についての検討を行います。

森林資源の利用の推進及び検討

市民農園やしまね田舎ツーリズムなどによる都市と農山村の交流の促進

- 目 標 -

平成 22 年における建築材利用等の県産スギ・ヒノキ材の供給量を 15.9 万 m^3 以上とし、再生産可能な資源である木材の有効利用を推進します。
(平成 16 年末 10.4 万 m^3)

7 「地球を守る」しまね地球温暖化防止プロジェクト

【プロジェクトの視点】

地球の温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など今日の地球規模での環境問題は極めて深刻な状況を迎えており、今や、人類が直面している最も緊急かつ重要な課題となっています。

この地球環境問題の中でも、地球温暖化はその影響の大きさ、対策の難しさから最大の環境問題です。

近年、世界的に台風やハリケーンの強大化による集中豪雨災害や夏の猛暑などの異常気象により人命や財産が危険にさらされる災害が頻発しています。また、海面の上昇により国が水没する危機にさらされている南太平洋の島国もあります。我が国の動植物界においてもナガサキアゲハの生息区域が北上したり、ソメイヨシノの開花日が早まるなど、温暖化が原因と考えられる変化が現れています。

このままの状態が続けば、本県においても海面の上昇により砂浜がなくなり、植生の変化が起こるなど、全国に誇れる島根のバランスよい四季が危機に瀕することになります。

このバランス良い四季に代表される島根の恵まれた環境を保全するとともに、将来の世代へ引き継いでいく取組を進めることが、そのまま地球規模での環境問題への取組につながっていきます。

そこで、平成 17 年 11 月に県民、事業者、行政が連携し、自主的かつ積極的な取組を実践する組織として設立した「島根県地球温暖化対策協議会」を中心として、「島根県地球温暖化対策推進計画」の着実な推進と進行管理を行います。

「脱温暖化社会」に向けた仕組みづくり

県は、県民、事業者、行政のすべての主体が参加する島根県地球温暖化対策協議会による地球温暖化対策の着実な推進を図ります。

また、地域の特性を活かした対策を推進するために、市町村ごとに地球温暖化対策地域協議会が設置されるよう支援します。

島根県地球温暖化対策協議会による島根県地球温暖化対策推進計画の推進と進行管理
家庭における省資源・省エネルギー活動の推進
事業者における環境マネジメントシステムの構築

- 目 標 -

- 平成 22 年度の二酸化炭素排出量を平成 2 年度から 2%削減します。
- 平成 22 年度までに「エコライフチャレンジしまね」の参加者を 1 万人にします。
- 平成 22 年度までに「ストップ温暖化宣言」の参加事業者を 1,050 社にします。
- 平成 22 年度までにすべての市町村に地球温暖化対策地域協議会を設置します。
- 平成 19 年度までに主要交通渋滞ポイント 3 か所の解消を図ります。
- 平成 22 年度における低公害車の保有率（軽自動車を除く）50%を目指します。
(平成 16 年度末 22.5%)

環境教育・環境学習の充実

地球温暖化対策は世代を超えた取組が必要であることから、学校、家庭、地域、職場等において年代に応じた学習を推進します。

島根県環境学習基本指針に基づく環境教育・環境学習の充実

森林の整備・保全と利用

森林が有する二酸化炭素を吸収、固定化する機能を十分に発揮させるため、適切な管理と木材の活用を推進します。

新しまね森林・林業活性化プランなどに基づく森林の整備・保全の推進
島根県木質資源活用維新計画などに基づく県産材の活用

新エネルギーの活用

化石燃料からのエネルギー転換を図るため、自然エネルギーの利用促進を図ります。

島根県地域新エネルギー導入促進計画などに基づく地域新エネルギー導入の促進

- 目 標 -

平成 22 年度までに地域新エネルギーの活用により二酸化炭素排出量を 14.9 万トン削減します。

8 みんなで取り組む島根の環境づくり推進プロジェクト

【プロジェクトの視点】

環境基本計画の実効性を高めるためには、計画全般に共通する基盤づくりが重要です。特に環境問題を解決する上での主役は人であり、県民全体の環境への意識を高めることや実際に活動を展開する人の育成など環境教育や環境学習にかかわる総合的な人づくりを推進します。

地域においては県民や事業者、市町村等のすべての主体が、それぞれの立場から環境保全活動に主体的に取り組む、また、相互に連携・協力していくことが必要であり、そのための活動の支援や仕組みづくりを進めます。

さらに、環境施策の実施の場面で必要となる様々な情報が適切に提供されるとともに、個々の場面から発信される情報が共有化されるよう、環境情報交流体制の整備を図ります。こうした環境に関する人づくり、地域づくり、情報整備を効果的に結びつけることにより、島根県の環境保全の基盤づくりを進めます。

環境教育や環境学習の充実による環境にやさしい人づくりの推進

島根県環境学習基本指針に基づき環境教育・環境学習の充実を図り、21世紀の環境を守り、はぐくむ人材の育成に努めます。

環境学習プログラムの活用
環境学習指導者の育成及び連携促進
環境学習の場や機会の充実
環境教育・環境学習情報の整備
場や主体の連携による総合的展開の促進
(財)島根ふれあい環境財団21の環境教育推進拠点機能の充実

- 目 標 -

平成 22 年度における県内の小中学校及び高等学校並びに特殊教育諸学校において「学校版エコライフチャレンジしまね」への参加率を 100%とします。
こどもエコクラブの交流会を年 2 回以上開催します。
平成 22 年度における環境アドバイザー派遣回数を 20 回以上とします。
平成 22 年度までに 90 団体の緑の少年団の育成、充実を図ります。
(平成 16 年度末 80 団体)

ネットワークによる地域環境づくり

(財)島根ふれあい環境財団21を通じ、NPO法人や民間団体との交流、情報交換、連携等により地域の環境保全活動を推進します。

また、自然、歴史、伝統芸能などの地域資源を活用して、都市住民に「癒しの空間」を提供する「しまね田舎ツーリズム」に官民協働で取り組みます。

環境保全活動を実践するNPO法人、民間団体等の育成、支援
環境保全活動を実践するNPO法人、民間団体等との共同事業の実施

- 目 標 -

平成22年度までに環境保全活動に関するNPO法人が100以上となるよう支援します。

地域の環境保全活動を実施するNPO等との交流等の機会を毎年10回以上設けます。

地域の環境保全活動を実施するNPO等との共同企画事業を毎年実施します。

地域の人・自然環境資源を活用した「しまね田舎ツーリズム」を推進します。

島根、鳥取両県民参加による宍道湖・中海の一斉清掃を年1回以上実施します。